

第9期介護保険事業計画事業の検証について

1 法定報告

(1) 報告概要

介護保険法第117条により、計画の基本的（必須）記載事項の一つとして、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等の適正化への取組と目標（設定）を記載することが示された（同条第2項）。また、計画に定めた取組と目標についての自己評価を行い、その結果を都道府県知事へ報告するとともに、公表に努めることとされた（同条第8項）ため、過去に6回（平成30年度分～令和5年度分）報告を行ってきた。

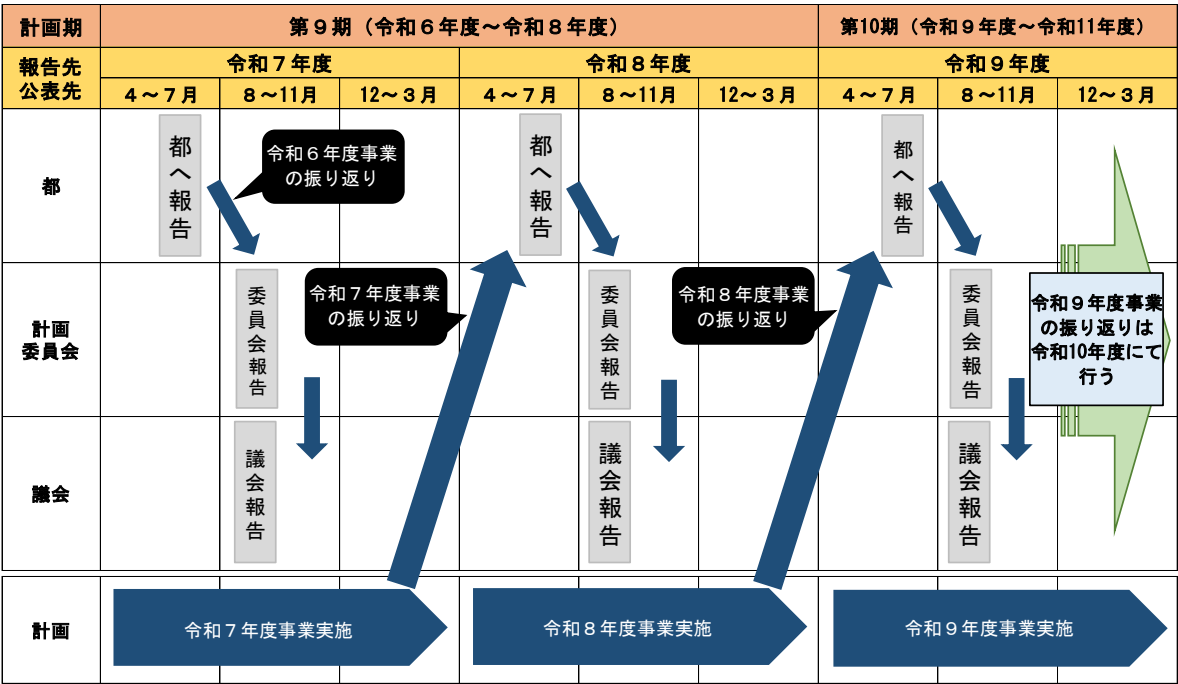
策定した計画を形骸化させないためにも、計画の達成状況を点検し、その結果に基づいて対策を実施することが重要とされている。

(2) 報告サイクル（案）

第9期での報告サイクルを以下図のようにまとめた。

東京都への法定報告の後、本委員会（高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会）、区議会（健康福祉委員会）に報告することで、意見を募り進捗管理を行ってきた。

以降も同様のサイクルにて報告を行っていく予定である。



(3) 報告する事業

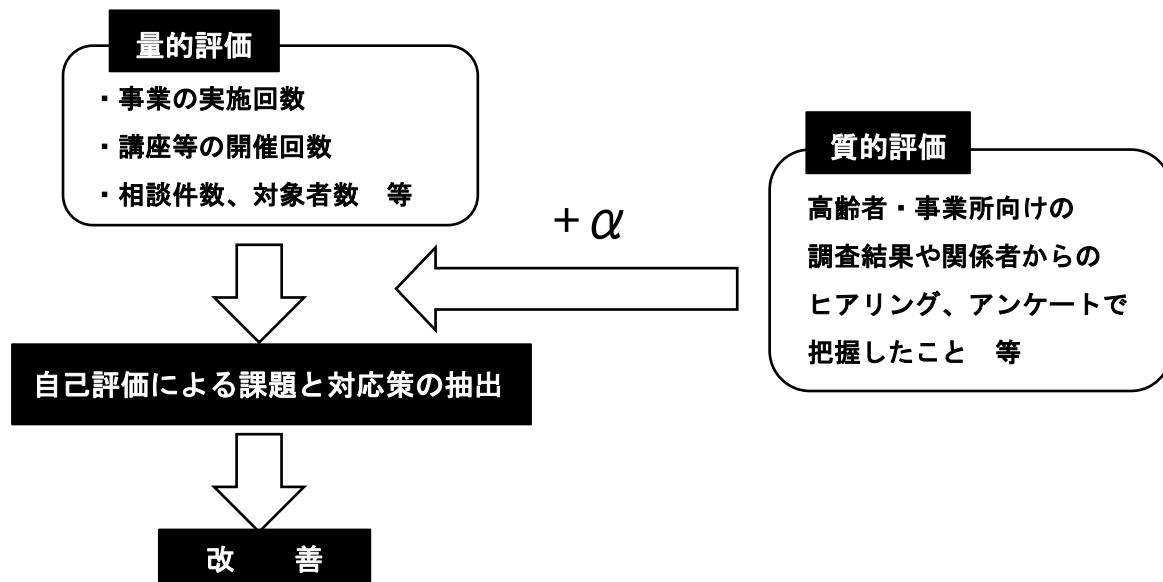
第9期計画において掲げた主な取組・事業は別紙「資料4-2」のとおりであるが、指標（数値的目標等）を定めた重点事業及び介護給付等に要する費用の適正化への取組について重点的に自己評価を行っていく。

2 検証方法

(1) 評価の考え方

設定した数値目標の達成状況のみに着目するのではなく、以下のような観点から実績を調査・分析した後に、課題と対応策を明らかにした上で、改善していく。

- ①目標を達成できなかった（あるいは達成できた）理由や要因
- ②取組で目指している課題の解決や改善状況等
- ③新たに見つかった課題やその解決のために必要な取組等



(2) 自己評価方法（案）

東京都への報告項目に倣って以下のように設定する。

項 目	記 載 内 容
①現状と課題	当該取組を設定した背景や課題
②第9期における具体的な取組	①の解決のために事業計画に記載した取組
③目標（事業内容、指標等）	数値等を用いた②の具体的な設定状況
④実施内容	記録や調査に基づく取組と目標に関する具体的な実績
⑤自己評価結果	達成度の自己評価（※）
⑥自己評価内容	自己評価結果の裏付けとなる具体的理由、評価過程
⑦課題と対応策	新たに見つかった課題やその解決のために必要な取組

※自己評価は以下のように4段階評価とし、達成度の目安を設けることとする。

評 価	達 成 度 の 目 安
◎：達成できた	実績が目標値の90%以上である。 (または)目標達成に向けて工夫をし、大幅に改善することができた等。
○：概ね達成できた	実績が目標値の70%～90%未満である。 (または)目標達成に向けて工夫をし、改善することができた等。
△：達成はやや不十分	実績が目標値の40%～70%未満である。 (または)課題の分析はできたが、より一層の工夫が必要である等。
×：達成できなかった	実績が目標値の40%未満である。 (または)事業の実施が困難であり、課題の分析も不十分である等。